船木校区まちづくり集会　開催結果報告書

開催日時　　　平成２２年７月６日（火）１９：００~２１：００
場　　所　　　船木公民館　２階　会議室
参加者数　　　男７２人　　女２６人　　合計９８人

１．　新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名（地域福祉の現状と今後の地域福祉のあり方について）

（質問）

船木校区は高齢化率 26%で全国平均より高いなか、民生委員 16 名（主任児童委員 2 名含む）見守り推進員 16 名で地域福祉活動を推進しています。二人とも 75 歳以上の老々夫婦 82 組、65 歳以上の独居高齢者 193 名、寝たきり高齢者 14 名、身体障害者 1 名、合計 386 名を民生委員さんと見守り推進員さんで見守っています。

ここで問題点ですが、見守り推進員さんが高齢化し、また後継者が育っていない。代わってもらいたくても、代わってくれる人がいないんです。新居浜市には見守り推進員運営要綱がございまして、これによりますと独居高齢者 20 名に 1 人を配置することとなっており、船木校区では限度枠 8 名ということになりますが、実際には見守り推進員 16 名ですので平均して一人につき 12 名の高齢者の見守りをしていることになります。限度枠の 8 名分については月 1000 円の弁償費が支給されておりますが、残りの 8 名分の弁償費は支給されず、船木支部で年間約 10 万円を支出しています。もうひとつ問題点として、現在船木支部で 163 名のふれあい訪問員さんを決めてはいるのですが、民生委員さんや見守り推進員さんとの情報交換手段もなく、ただ訪問員になってもらっているだけというのが現状です。これについても弁償費はなく処遇の改善の必要性を感じています。

高齢者や障害者の見守り体制の今後の在り方として、地域で支えようという動きが強まっています。現在は民生委員、見守り推進員が主体となって見守り活動を実施しておりますが、今後とも高齢者の増加が進むことを考えますと、現在の組織では限界があり、地域が主体となり支えていかなければならないと言われています。

そこで市長に質問ですが、ひとつは見守り推進員及びふれあい訪問員の処遇改善について、また、将来の見守り活動の組織形態はどうあるべきかについて市長の見解をお聞かせください。

（回答）市長

新居浜市といたしましては、困ったときにはいつでも介護保険が使えるようにしなければならないのですが、約８割の方は介護保険を使われていないことですし、できれば住み慣れた家で生活したいとの希望が強いと思いますので、そういった希望を支えられるような対応が必要ではないかと考えています。

見守り推進員についてですが、平成８年に愛媛県の事業として始まったもので、平成17年度までは国や県の補助を受けながらやってきましたが、平成18年度からは新居浜市単独で行っております。見守り推進員さんは無償のボランティアとして活動していただいておりますが、月1000円の弁償費はガソリン代程度と考えております。

地域福祉をテーマにして昨日も多喜浜校区で見守り推進員さんついての意見がありました。これから行く校区集会でもこの課題に対して人数、やり方、費用などのご意見が出てくるようですので、見守り推進員さんやふれあい訪問員たちの尊い活動というものをどのようにすれば継続していけるのかもう一度見直し、整理したいと思います。

（庄内町の民生委員が主体の庄内福祉村プロジェクトの取り組み「命のバトン」を紹介）

紹介させていただいた庄内の活動は一例ですが、それぞれの地域においてもいろいろな工夫や新たな取り組みが期待できるのではないかと思います。そのためには支部社協の様々な予算も必要となってくるでしょうし、そのためにも再度見直し、構築していきたいと考えております。

２．校区設定市政課題

課題名（不法投棄ごみの撲滅）

（質問）

不法投棄ごみの撲滅に船木連合自治会等で取り組んでいますが、対応に苦慮しています。

<船木校区の不法投棄ごみの現状と対応事例の紹介・・・・旭自治会の不法投棄監視車、船木兜っ子見守り隊の不法投棄ごみ回収と見守り、ごみステーション掲示板・ステーション用ネット・不法投棄禁止の看板作成など>

次の事例について妙案はないでしょうか。

・不法投棄ごみ撲滅の成功事例
・ 不法投棄ごみで困っている事例
・ 不法投棄ごみに対する行政の取り組み
・自治会未加入者に対するごみ出し指導

（回答）市長

成功事例は先程、船木校区の事例を紹介されましたが、逆に市としてもその成功事例を全体の中で広げて行きたいと思っているくらいです。

ごみステーションの管理ができている所は、不法投棄ごみが減っております。ごみステーション以外の山道などの対応としては、車が進入出来ないような措置をとっております。

不法投棄に対してもパトロールと回収、悪質な場合は警察に通報したり、ごみ出しについても不適正な場合は、個人が特定できれば注意をするところまで取り組んでいます。

海沿いや山沿い、国領川の泉川校区等、非常に不法投棄が多い所など、対応に苦慮している所もあります。パトロールをまめに実施することと、ごみステーションについては、船木校区で取り組んで頂いているような集約をして、管理を集中して実施していくことが必要だと考えています。

自治会未加入者に対しては、アパート管理会社等へ入居者への周知徹底、ごみカレンダー等の配布を要請していくことなどがございます。

（質問）

自治会員以外が、ごみステーションにごみを捨て、カラスなどがごみを散乱させて問題になり、「自治会員以外ごみ捨て禁止」の張り紙をしました。他の校区でもこうした張り紙がされているのを多数見かけます。

当事者からどうすればよいのかとの申し出があり、ごみステーションは、自治会で設置、清掃整備しており、自治会に加入するか、清掃センターに搬入するかですと言いますと、市に相談に行き、別にごみ収集場所を設置して頂いたようです。

適正にごみ出しすれば問題はないだろうと思いますが、自治会員がボランティアで清掃等をしており、自治会に加入するようお願いするしかありません。

市、自治会では、自治会加入促進キャンペーン、ごみ分別説明会を実施していますが、自治会に加入しない理由は、借家で将来転居する、役が回ってくるなどです。

市としても自治会加入をより促進するようお願いします。

（回答）市長

校区集会等でも広報したり、自治会長さんと一緒にキャンペーンをしましたが、現実は加入率が若干増加したと言いますか、下げ止ったという状況です。

自治会と住民との間のごみのトラブルは、市に届けるよう対応をお願いします。

自治会で管理しているごみステーションは、その自治会と皆様方の意向があります。自治会加入促進については、繰り返しの広報や転入者へのお知らせなどの努力をして行きます。

（質問）

「自治会員以外ごみ捨て禁止」の張り紙は、有効なんでしょうか。罰則規定等どのような形で対応したらよいのでしょうか。そのあたりがはっきりしないと自治会長として難しい問題があります。

（回答）市長

ごみステーションを管理している所の意思が働くと思います。市としては、市民から出されたごみを処理する義務があります。適正に出されている場合、ほとんどの自治会はそこまでの対応をされていないと思います。トラブルがあれば、市が対応します。

（回答）ごみ減量課長

ごみステーションを管理している場合は、管理者としての権限はございます。

（質問）

管理者の権限と言われすが、法規制とか罰則規定があって、それが本当にできるかどうかです。自治会員以外の者に「ごみを捨てるな」と言い切れるのでしょうか。トラブルにはならないのでしょうか。

（回答）市長

管理している所の考え方だと思います。市としては、不法投棄ではなく、適正に出された場合は、処理しなければなりません。

３．地域課題

課題名　①（池田池の設備の改善について）

（質問）

池田池公園は立派に整備され、最近は校区外の方も多数活用されるようになりました。しかし、芝生グラウンドの水はけが悪く、特に南側については少量の降雨であっても水たまりができ、先日もグラウンドゴルフの大会開催に支障をきたしました。ぜひ暗渠排水などの対策を講じて水はけを改善していただきたい。

また、池田池公園の北端にあります東屋は奥まった場所にあり、ホームレスと思われる人々が長期間居着くことがあります。地域住民からの不安の声もありますので、公園内の時計台の下の位置に移設を考えていただきたい。

（回答）市長

今日の段階では暗渠排水工事までの回答はできないのですが、たちまちの対策として水はけの悪い支障のある箇所に土をいれるなどの応急対応をしたい思います。

東屋移設の件につきましてですが、近年ホームレスの方々の問題は市内でも聞かるれようになってきました。東屋の移設だけではこのことは解決に至らないかもしれません。ただ、今の場所では東屋としての機能を活かせないと思われますので検討させていただきたいと思います。

課題名　②（新居浜インター付近の道路改良について）

（質問）

新居浜インター付近に松山や川之江のようなバスの乗降場所を造るようお願いします。欲を言えば、駐車場があれば非常に便利です。

インター付近の信号機のある交差点は通学路になっていますが、大型観光バス等がインター付近に停車し、乗降者・送迎の車・通行車両で混雑し危険です。船木角野線が整備されると交通量も増え、益々危険になります。

（回答）市長

規制緩和で観光バス形式で大阪等に行くという路線バス的な運行が可能になり、近年特に増えてきているようです。

国道１１号線から新居浜インターに至る道路は県道で、歩道を狭めてバスが停車できるスペースを造ることは困難であると、愛媛県から回答を頂いています。

高速バス用のバス停留所として対応できないかと、考えておりました。高速バス用のバス停留所は、定期バスの関係でバス会社から応分の負担をして頂けますが、フリーの観光バス等の対応は難しい面があります。

高速バス用のバス停留所、バス停利用者の駐車場の整備は、都市交通計画の検討課題にしたいと思います。

たちまちは、観光バスへの指導になろうかと思っています。

今日の時点では十分な答えになっていませんが、課題としては、十分に受け止めさせて頂きましたので、やり取りをしながら経過等はご報告させて頂きます。